

## 子どもの権利条例案と子どもの権利条約の対応表

札幌市子どもの権利に関する条例案の第3章に定める21項目の「子どもにとって大切な権利」は、それぞれ、「子どもの権利条約」に規定している権利を踏まえて定めています。(ここでは、特に、関連の深い項目のみを掲載しています。)

<p style="text-align: center;"><b>条例案第8条（安心して生きる権利）</b></p> <p>(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。 <u>条約第6条（生命に対する固有の権利）</u></p> <p>(2) 愛情を持ってはぐくまれること。 <u>条約第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）</u></p> <p>(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。 <u>条約第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）</u></p> <p>(4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。 <u>条約第2条（差別の禁止）</u></p> <p>(5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。 <u>条約第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）</u></p> <p>(6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。 <u>条約第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>条例案第10条（豊かに育つ権利）</b></p> <p>(1) 学び、遊び、休息すること。 <u>条約第28条（教育についての権利）</u> <u>条約第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）</u></p> <p>(2) 健康的な生活を送ること。 <u>条約第24条（健康を享受すること等についての権利）</u></p> <p>(3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。 <u>条約第12条（意見を表明する権利）</u></p> <p>(4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。 <u>条約第29条（教育の目的）</u></p> <p>(5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。 <u>条約第31条（休息、余暇及び文化的生活に関する権利）</u></p> <p>(6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。 <u>条約第29条（教育の目的）</u></p> <p>(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。 <u>条約第29条（教育の目的）</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>条例案第9条（自分らしく生きる権利）</b></p> <p>(1) かけがえのない自分を大切にすること。 <u>条約第14条（思想、良心及び宗教の自由）</u></p> <p>(2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。 <u>条約第2条（差別の禁止）</u></p> <p>(3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。 <u>条約第13条（表現の自由）</u></p> <p>(4) プライバシーが守られること。 <u>条約第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>条例案第11条（参加する権利）</b></p> <p>(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。 <u>条約第12条（意見を表明する権利）</u></p> <p>(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。 <u>条約第12条（意見を表明する権利）</u></p> <p>(3) 適切な情報提供等の支援を受けること。 <u>条約第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）</u></p> <p>(4) 仲間をつくり、集まること。 <u>条約第15条（結社及び集会の自由）</u></p>